

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律
要綱

(傍線部は、今回施行期日を定める分)

第一 題名

題名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改めるものとする。

(題名関係)

第二 目的

この法律の目的に、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使し、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等について定めることを追加するものとする。

(第一条関係)

第三 定義

一 この法律において「排他的経済水域」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域をいうものとする。

(第二条第六項関係)

二 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とは、排他的経済水域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する者を募集する区域として第六の二の1により指定された区域をいうものとする。

（第二条第七項関係）

第四 基本方針

基本方針の記載事項に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に関する事項を追加するものとする。

（第六条第二項関係）

第五 領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定基準に、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれることを追加するものとする。

（第十条第一項第六号関係）

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとするときの手続として、環境大臣は、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表するものとする。

（第十条第四項関係）

三 環境大臣は、海洋環境等調査を行おうとするときは、海洋環境等調査方法書を作成するものとする
と。
(第十一条関係)

四 公募占用計画の記載事項に、気象、海象、海底の地形等の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設
置する海域に関する情報であつて、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する
過程で取得するものの管理に関する事項を追加するものとする。 (第十七条第二項第十四号関係)

五 国土交通大臣は、第十八条第三項の規定により選定事業者を選定しようとする場合において、選定し
ようとする者から提出された公募占用計画に第十七条第三項第二号に掲げる事項が記載されているとき
についても、当該事項について港湾管理者の同意を得なければならないものとする。

(第十八条第五項関係)

六 選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該
選定事業者については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節及び第三章の規定
は、適用しないものとする。

(第二十五条関係)

七 港湾法第三十八条の二第一項の規定は、選定事業者が第十七条第三項第二号に掲げる事項が定められ

た認定公募占用計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しないものとする。

(第二十六条第二項関係)

第六 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

- 一 何人も、五の三に定めるところによるほか、排他的経済水域に海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備（その規模、設置の形態その他の事由を勘案してその設置により排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用が損なわれるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）及びその附属設備（海洋法に関する国際連合条約第五十八条1に規定する海底電線を除く。）を設置してはならないものとする。

(第三十一条関係)

二 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定

- 1 経済産業大臣は、基本方針に基づき、排他的経済水域のうち一定の基準に適合する相当の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域として指定することができるものとする。
- 2 1の指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の公告、利害関係者の意見書の提出等、1の指定をしようとする時の手続を定めるものとする。

3 | 経済産業大臣は、1の指定をするに当たっては、当該指定をする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に関し一定の事項を併せて定めなければならないものとする。こと。（第三十二条関係）

三 | 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分等

1 | 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その設置に係る仮の地位を付与する処分を受けることができるものとする。こと。（第三十三条関係）

2 | 経済産業大臣及び国土交通大臣は、1の申請があつたときは、一定の基準に適合すると認める場合に限り、当該申請をした者に仮の地位を付与する処分（以下「仮許可」という。）をすることができるものとする。こと。（第三十四条関係）

3 | 仮許可を受けた者（当該仮許可を受けた者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について五の2の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者）が当該仮許可（当該仮許可を受けた者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について五の2の許可を受けた場合にあっては、当該許可）に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該仮許可を受け

た者については、環境影響評価法第二章第一節の規定は、適用しないものとする。

(第三十五条関係)

四 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織するものとする。

(第三十六条関係)

五 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等

1 仮許可を受けた者は、当該仮許可区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その許可を受けることができるものとする。

(第三十七条関係)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、1の申請があつたときは、一定の基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができるものとする。

3 2の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可区域(我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。)において当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すること

ができるものとする。

(第三十八条関係)

4 2の許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する計画(六の1において「海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画」という。)又は区域図の変更の許可及び届出について所要の規定を設けるものとする。

(第三十九条関係)

六 許可事業者の義務等

1 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画(五の4の変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去をしなければならないものとする。

(第四十条関係)

2 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事の届出等、許可事業者に対する監督命令並びに海洋再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出及び海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の確認等について所要の規定を設けるものとする。

(第四十一条から第四十三条まで関係)

七 仮許可を受けた者又は許可事業者が有していた地位の承継、仮許可又は五の2の許可の取消し等、許可事業者が五の2の許可を取り消された場合における当該許可事業者であつた者等の海洋再生可能エネ

ルギー発電設備の撤去義務等、報告徴収及び立入検査並びに国際約束の誠実な履行について所要の規定を設けるものとする。

(第四十四条から第四十八条まで関係)

第七 雑則

国土交通大臣は、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用に資するため、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用することができる港湾に関する情報を提供するものとする。

(第四十九条関係)

第八 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第九 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

三| この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

| (附則第五条関係)

四| その他所要の改正を行うものとする。

| (附則第六条から第九条まで関係)